

町田市（指導課） 会計年度任用職員募集要項

職名	会計年度任用職員（パートタイム）
種別・職種	会計年度業務職員（部活動指導員）
業務内容	<p>「町田市立中学校における部活動の方針」に定められた内容を遵守し、下記に挙げる中学校部活動指導に係る業務を行う。</p> <p>【業務内容】 実技指導、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、用具・施設の点検・管理、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、保護者への連絡、年間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応</p>
募集人数 募集部活動	<p>別記のとおり。</p> <p>※学校の事情等により、募集内容の変更や、募集を取りやめる場合があります。</p>
募集条件	<p>必要資格</p> <p>① 以下の地方公務員法第16条に定める欠格事由に該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・町田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） <p>② 適正な勤務条件の確保及び任用管理等のため、同時期に町田市役所内で別に任用されていないこと</p> <p>③ 教諭として部活動指導の経験があること</p> <p>④ 中学校、高等学校等での外部指導員の経験があること</p> <p>⑤ 大学、スポーツクラブ等でのコーチの経験があること</p> <p>⑥ ③～⑤と同等の経験を有すると教育委員会が認めること</p> <p>※①及び②は必須条件とし、③～⑥のいずれかに該当すること</p>
任用期間	2026年8月1日から2027年3月31日まで
勤務日数	月4日以内
勤務時間	<p>勤務時間：原則1日3時間以内</p> <p>（但し、大会の引率等により、所定外労働時間勤務あり）</p> <p>勤務日（土日・祝日・祭日の勤務）、始業・就業時間、週休日は学校ごとに決定する。</p> <p>※勤務される学校や部活により勤務時間は異なる</p>
報酬額	時給1,780円 別途、通勤手当相当分の支給有り
勤務地・部署	町田市立中学校

支払日	翌月払い（翌15日） （翌15日が土日祝日の場合、当該日の前の平日に支払う。）
休暇	年次有給休暇、その他休暇制度有り。
加入保険等	労災保険加入（社会保険、雇用保険の加入なし）
身分・服務	地方公務員法を適用、町田市条例等を適用
人事評価	別に定める人事評価表により人事評価を行う
応募方法	2026年7月3日（金曜日）（必着）までに以下の資料を郵送で送付してください。 （1）町田市会計年度任用職員採用選考申込書 書式は、町田市ホームページからダウンロードしてください。 希望する学校名・部活動名を必ず記入してください。 （2）返信用封筒 （自宅住所・氏名記載、封筒のサイズ・重量に応じた切手を貼付） （参考 例：定形郵便物、50g以内、切手110円）
選考方法	一次選考：書類選考 二次選考：面接(中学校にて実施) ※書類選考合格者のみ二次選考を実施します。
その他	・提出された書類は返却いたしません。 ・2026年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないことを条件とし、採用選考申込書において、申告・宣誓していただきます。 ※「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照 ・災害が発生した場合、勤務条件に応じて災害対応における業務を行っていただくことがあります。
問い合わせ先	〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22 市庁舎10階 町田市教育委員会 学校教育部指導課 管理係 部活動指導員採用担当 電話番号:042-724-2154

別記（募集人数・募集部活動）

No.	部活動名	勤務パターン	人数	勤務学校名
1	サッカー	4日以内	1名	南大谷中学校
2	バスケットボール	4日以内	1名	成瀬台中学校
3	陸上競技	4日以内	1名	金井中学校
4	バスケットボール	4日以内	1名	小山田中学校

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの